

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次の業務委託について、一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めたので、同条第 2 項並びに令第 167 条の 6 第 1 項及び福山市民病院契約規程（平成 26 年病院事業管理規程第 25 号）により準用する福山市契約規則（昭和 41 年規則第 13 号。以下「規則」という。）第 27 条の規定により公告します。

2026 年（令和 8 年）2 月 16 日

福山市病院事業管理者 高 倉 範 尚

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

福山市民病院電話交換業務委託契約

(2) 履行の内容等

入札説明書等による。

(3) 契約期間

2026 年（令和 8 年）4 月 1 日から 2029 年（令和 11 年）3 月 31 日まで

（地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）

(4) 業務場所

福山市蔵王町五丁目 23 番 1 号 福山市民病院内

2 入札参加資格要件

本件入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たし、入札参加資格の確認において、その資格があると認められたものに限る。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）第 2 条又は第 3 号の規定に該当する者でないこと。
- (7) 公告日前において完了している国又は地方公共団体での電話交換業務又はコールセンター

業務（受信業務に限る。）の元請としての業務実績を複数有すること。

- (8) 公告日前において電話交換業務又はコールセンター業務（受信業務に限る。）に6か月以上従事した経験を有する従事者を3人以上確保できること。

3 一般競争入札参加資格審査の申請手続

(1) 提出先

担 当：福山市民病院 経営企画部 病院総務課 （西館3階）

所在地：〒721-8511 広島県福山市蔵王町五丁目23番1号

電 話：084-941-5151（代表）

F A X：084-941-5159

メール：shimin-byouin@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) スケジュール

1 入札参加資格審査申請書受付期間	2026年（令和8年）2月16日（月）から 同年3月2日（月）午後5時まで
2 入札参加資格審査申請及び入札に 関する手続き様式の確認方法	福山市ホームページで確認を行うものとする。
3 入札参加資格審査結果通知	参加資格の認定次第、順次送付 ※2026年（令和8年）3月5日（木）までに電子メールにより送付
4 質問書受付期間	2026年（令和8年）2月16日（月）から 同月24日（火）午後5時まで
5 質問書に対する回答期限	2026年（令和8年）2月27日（金） 福山市ホームページに掲載する。
6 入札・開札日時	2026年（令和8年）3月10日（火） 午後1時30分から

(3) 入札説明書等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2026年（令和8年）2月16日（月）から同年3月2日（月）午後5時まで

イ 配付場所

(1)に同じ。

※ 福山市ホームページ(<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shiminbyoin/>)
からもダウンロード可能。

(4) 入札参加資格審査に係る提出書類及び部数

一般競争入札に参加する者で必要な資格の審査を受けようとするものは、次に掲げる書類を作成し、各1部提出すること。なお、配置予定従事者調書（別記様式第9号）に記載する者は、やむを得ない場合を除き、委託開始時において業務に配置する従事者と同じでなければならない。従事者に変更又は追加がある場合には、配置予定従事者調書（別記様式第9号）を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 入札参加資格審査申請書受付票（様式第2号）

ウ 市税の完納証明書（福山市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの（写しでも可）。福山市に納税義務のない者は、申立書（様式第3号）を提出すること。

エ 納税証明書（国に納付すべき消費税及び地方消費税の未納の税額がないことを証明し

たもの〔写しでも可〕)

オ 一般競争入札の権限を支店長、営業所長等に委任する場合にあっては委任状（様式第 4 号）

カ 誓約書（様式第 5 号）

キ 商業登記簿謄本（写しでも可）

ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前 1 事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」及び「株主資本等変動計算書」の写し）

ケ 印鑑証明書（原本）

コ 使用印鑑届（様式 6 号）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）

サ 営業経歴・業務内容調書（様式第 7 号）

シ 業務実績調書（様式第 8 号）

ス 配置予定従事者調書（様式第 9 号）

(5) 入札参加資格審査申請書等の提出期限

2026 年（令和 8 年）3 月 2 日（月）午後 5 時まで

(6) 入札参加資格審査申請書の提出方法

持参または郵送（別添の「郵便等入札の手引」によること。）による。

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

5 入札参加資格の認定

(1) 入札に必要な資格を有していると認めた場合は「入札参加資格認定通知書」を随時電子メールにより送付する。

(2) 入札参加資格があると認められた者以外は、この入札に参加することができない。

6 入札説明書等に関する質問

(1) 仕様書等に係る質問及び回答

仕様書等に係る質問がある場合は、質問書（様式 10 号）に必要事項を記載の上、次により提出するものとする。

(2) 質問書の受付期間

2026 年（令和 8 年）2 月 16 日（月）から同年 2 月 24 日（火）午後 5 時までとする。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある場合を除き 2026 年（令和 8 年）2 月 27 日（金）までに福山市のホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は、募集要項等の追加又は修正とみなす。

7 入札及び開札

(1) 入札日時

2026 年（令和 8 年）3 月 10 日（火）午後 1 時 30 分

(2) 入札場所

(3) 方法

持参（郵送入札は不可とする。）

(4) 開札

入札後、直ちに同所で行う。

(5) 辞退について

入札参加資格審査の申請を行った者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合においては、その旨を次に掲げるところにより申し出ること。

ア 入札執行前にあつては辞退届（様式自由）を直接持参、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）すること。

イ 入札執行中にあつては、辞退の旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出すること。

(6) 開札は、入札参加者等が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者等が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(7) 入札室には、入札参加者等、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び（6）の立ち会い職員以外の者は入室することができない。

(8) 入札参加者等は、開札の時刻後においては、入札室に入室することができない。

(9) 入札参加者等は、本人であることを証明するに足る証明書（社員証等）を携行し、入札関係職員から求められた場合は提示しなければならない。また、代理人の場合は、入札書提出までに、入札権限に関する別記様式第 4 号による委任状を提出しなければならない。

(10) 入札参加者等は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札室を退室することはできない。

(11) 入札室において、次の各号のいずれかに該当する者は当該入札室から退室させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

(12) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合、くじを引くことは辞退できないものとする。

(13) (12) の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(14) 申込みをする者がいない場合は、入札を取り止める。申込みをした者が 1 者である場合でも入札の執行を行う。

(15) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、落札者は入札書に記載された 3 年間の予定総額の 100 分の 5 に相当する金額を入札違約金として納めるものとする。

(16) 開札をした場合において、落札となるべき価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札参加者等が立ち会っていないときは、再度入札には参加できないものとする。

(17) 再度入札は 2 回まで（初回の入札を含めて 3 回まで）とする。

(18) 再度入札が 1 の場合は、無効とする。

(19) 最低制限価格は設定しない。

8 入札書の作成方法

(1) 入札書は所定の様式によること。また、代理人が入札する場合は、入札書を提出する前に別記様式第4号による委任状を提出すること。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の住所及び名前（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の名前）並びに代理人であることの表示及び当該代理人の名前を記載し、入札参加者本人及びその代理人がそれぞれ押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

なお、入札書に押印する当該代理人の印鑑は、委任状に押したものと同一のものでなければならない。

(3) 入札金額の訂正は認めない。

(4) 入札参加者等は、仕様書及び本入札説明書（以下「仕様書等」という。）を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。仕様書等についての不知又は不明を理由として入札後に異議を申し立てることはできない。

(5) 入札書には、1月当たりの委託料を基に算定した3年間の予定総額を記載すること。

(6) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

9 無効とする入札

次の入札は無効とする。なお、再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者はこれに加わることはできない。

(1) 入札参加資格を有しない者が入札したとき。

(2) 入札が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。

(3) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

(4) 一の入札について同一の入札者が2以上の入札をしたとき。

(5) 他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札をしたとき。

(6) 入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。

(7) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

(8) 再度の入札をした場合においてその入札が1であるとき。

(9) 指定された方法以外により入札書を提出した入札をしたとき。

(10) 提出期限を過ぎて入札書が提出され、又は到達したとき。

(11) 入札書に記名押印がなかったとき。

(12) 金額を訂正した入札をしたとき。

(13) 明らかに不正による入札と認められる入札をしたとき。

(14) 前各号に掲げるもののほか、規則又は特に指定した事項に違反したとき。

10 入札者に求められる義務

(1) 入札参加者等は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、契約担当職員の求めに応じ、入札参加者等の負担において完全な説明をしなければならない。

(2) 入札参加者等又は契約の相手方が本件入札及び契約書の作成に要した費用については、全ての入札参加者等又は契約の相手方の負担とする。

1 1 契約書の作成

- (1) 契約書には、入札書に記載された3年間の委託料を記載する。
- (2) 一般競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、5日以内（当日は含まない）に契約書を取り交わすものとする。
- (3) 契約担当職員が契約の相手とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 契約書は2通作成し各自1通を所持するものとする。

1 2 契約条件

本契約に当たっての条件は、次のとおりとする。

(1) 事業体制・要員に関する条件

- ア 本事業の実施に当たり、事業全体を統括管理する責任者を配置すること。
- イ 必要な人員を配置し、支障なく運営を行うこと。
- ウ 常に衛生管理を徹底し、感染防止・事故防止に努めること。
- エ 緊急時対策、防犯・防災対策についてマニュアルを作成し、従事者に指導を行うこと。
- オ 個人情報保護の体制をとり、従事者に周知徹底を図ること。
- カ 情報公開の体制をとり、従事者に周知徹底を図ること。

(2) 秘密の保持

事業者は、本事業遂行中に知り得た情報を機密情報として扱い、当院の承認なしに他の目的に使用又は第三者に対し漏洩・開示してはならない。契約期間終了後も同様とする。

(3) 第三者への譲渡の禁止

事業者は本事業を第三者へ譲渡してはならない。

(4) 疑義

事業者は、本事業の実施に当たり、募集要項及び仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに当院と協議を行い、承認を得た上で実施すること。

また、本事業の実施にあたり、疑義及び質問のなかった項目の解釈については、原則として当院の解釈によるものとする。

1 3 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

1 4 入札保証金及び契約保証金

免除する。（福山市契約規則第25条第1項第2号）

1 5 その他

- (1) 本契約は、本契約に係る発注者の2026年（令和8年）度病院事業会計予算が成立した時をもって効力を生じるものとする。なお、議決を得られなかった場合、参加者に生じた損害について当院は何ら責めを負わないものとする。また、発注者は、履行期間にかかわらず、2027年度（令和9年度）以降の本契約に係る発注者の病院事業会計予算の減額又は削除があった場合、この契約を解除することができるものとする。

- (2) 本館建替え工事に伴い、2026年（令和8年）8月から業務場所が変更となるため、留意すること。なお、公告時の電話交換室位置図は現在の業務場所を示したものであり、変更後の業務場所および対応については、別途発注者より指示する。